

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公  
告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月3日

徳島地方法務局

登記官 松浦俊文

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4800-2025-0057	名西郡神山町鬼籠野字阿保坂 43番1
4800-2025-0089	名西郡神山町下分字京地 163番3の1
4800-2025-0093	名西郡神山町下分字地野 35番
4800-2025-0108	名西郡神山町上分字金泉 1122番2
4800-2025-0109	名西郡神山町上分字金泉 1122番3